

義務事項

主文1

- すべての国は、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転又は使用を企てる非国家主体に対し、いかなる形態の支援も提供することを差し控える

主文2

- すべての国は、自らの国内手続きに従って、いかなる非国家主体も、特にテロリストの目的のために、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の製造、取得、所持、開発、輸送、移転又は使用並びにこれらの活動に従事することを企てること、共犯としてこれらの活動に参加すること、これらの活動を援助又はこれらの活動に資金を供することを禁ずる適切で効果的な法律を採択し執行する

主文3

- すべての国は、関連物質に対する適切な管理を確立することを含め、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散を防止する国内管理を確立するための効果的な措置を採択し実施する
- (a) 生産、使用、貯蔵又は輸送において、用途を明らかにし、安全を確保する
- (b) 防護措置を策定し維持する
- (c) 不正取引及び不正仲介の探知、抑止、防止、対処するための国境管理及び法執行の努力を策定し維持する
- (d) 輸出、通過、積換、再輸出の管理、資金供与、資金及び役務の提供に対する管理、最終需要者管理の確立、輸出管理違反に対する刑事・民事上の罰則の確立、執行